矢吹町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年６月29日

矢吹町長　蛭田泰昭

矢吹町条例第　４　号

矢吹町税条例の一部を改正する条例

矢吹町税条例（昭和３１年矢吹町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「第１条の５第２号」を「第１条の９第２号」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条中「、第８１条の６第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第８１条の６第１項の申告書、」を削る。

第３３条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。)」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同条第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「義務があるもの」を「義務がある者」に、「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

（１）　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書

を提出しなければならない者

（２）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

（３）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

（４）　その他施行規則で定める事項

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　公的年金等支払者の名称

（２）　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（３）　特定配偶者の氏名

（４）　扶養親族又は特定親族の氏名

（５）　その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

第８０条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第８０条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に、「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第８１条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第８１条第２項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第８１条の３から第８１条の８までを削る。

第８２条（見出しを含む。）、第８３条（見出しを含む。）、第８５条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８７条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改め、同条第２項中「ついては」を「あっては」に、「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に、「申告書、」を「申告書並びに」に改め、同条第３項中「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に、「申告書、」を「申告書並びに」に改める。

第８８条の見出し、第８９条（見出しを含む。）並びに第９０条の見出し並びに同条第１項、第２項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９０条第４項中「種別割」を「軽自動車税」に、「当該軽自動車」を「当該軽自動車等」に改める。

第９０条第５項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９１条第２項中「第８０条第３項ただし書」を「第８０条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「町長に対して第２４号様式の７による申告書を提出し、かつ、当該原動機付自転車及び小型特殊自動車の提示をして」を「、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、」に、「又」を「また、」に改める。

第９１条第７項中「当該原動機付自転車及び」を「当該原動機付自転車又は」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３を削る。

附則第７条の３の２第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「居住年が平成１１年から平成１８年まで又は」を「同法第４１条第１項に規定する居住年が」に、「令和７年」を「令和１２年」に、「において、前条第１項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第７条の３の２第１項」を「附則第７条の３第１項」に改め、同条を附則第７条の３とし、同条に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付する。

附則第８条第１項中「令和９年度」を「令和１２年度」に改め、同条第２項中「、附則第７条の３の２第１項」を削る。

附則第９条の２中「(法附則第７条第 13 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)」を加え、「附則第７条の２第４項」の次に「(法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第１４項」を「附則第１５条第１３項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２１項」を「附則第１５条第２

０項」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２２項第１号」を「附則第１５条第２１項第１号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２２項第２号」を「附則第１５条第２１項第２号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２２項第３号」を「附則第１５条第２１項第３号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２５項第１号イ」を「附則第１５条第２４項第１号イ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２５項第１号ロ」を「附則第１５条第２４項第１号ロ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第１号ハ」を「附則第１５条第２４項第１号ハ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２５項第１号ニ」を「附則第１５条第２４項第１号ニ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に、「７分の６」を「５分の３」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２４項第３号イ」に、「４分の３」を「３分の２」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２４項第３号ロ」に、「４分の３」を「３分の２」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２４項第４号」に改め、同条第１８項から第２０項までを削り、同条第２１項中「附則第１５条第２８項」を「附則第１５条第２７項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２２項中「附則第１５条第３２項」を「附則第１５条第３１項」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第２３項中「附則第１５条第３６項」を「附則第１５条第３５項」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第２４項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同項を同条第２１項とし、同条第２５項中「附則第１５条第４０項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を同条第２２項とし、同条第２６項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同項を同条第２３項とし、同条中第２７項を第２４項とし、第２８項を第２５項とし、同条に次の１項を加える。

２６　法附則第１５条の１１第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第１０条の３第７項中「附則第１２条第１６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同条第８項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第９項第４号中「附則第１２条第２３項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２５項」に改め、「居宅介護住宅改修費」の次に「及び介護予防住宅改修費」を加え、同条第１０項第５号及び第１２項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第１５項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第１６項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第３号を次のように改める。

（３）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第１５条の２から第１５条の６までを削る。

附則第１６条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２

項中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第１６条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１６条の３第３項第２号、第１６条の４第３項第２号及び第１７条第３項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１７条の２第１項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改め、同条第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に、「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１８条第５項第２号及び第１９条第２項第２号中「、附則第７条の３

第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１９条の３を削る。

附則第２０条第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第２０条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第２０条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項」を「及び第７条の３第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２及び第３６条の３の３の改正規定並びに附則第６条の改正規定及び附則第７条の３の２第１項の改正規定（「令和２０年度」を「令和２５年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和１２年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定　令和９年１月１日

（２）　第６３条の改正規定及び附則第３条第２項の規定　令和９年４月１日

（３）　第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める部分を除く。）並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

（町民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の矢吹町税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の

３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の矢吹町税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　前条第１号に掲げる規定による改正後の矢吹町税条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、

なお従前の例による。

３　新条例附則第１７条の２第４項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第１７条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

３　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（矢吹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　矢吹町税条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「の種別割」を削る。

矢吹町条例第４号

矢吹町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
第１条～第18条の２　（略） （納税証明事項） 第18条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の５第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割　　を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条　納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の２若しくは第46条の５（第53条の７の２において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の４第１項（第47条の５第３項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第１項（法第321条の８第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の７、第67条、第81条の６第１項、第83条第２項、第98条第１項若しくは第２項、第102条第２項、第105条、第139条第１項又は第145条第３項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第１号、第２号及び第５号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第１号から第４号までに掲げる期間並びに第５号及び第６号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 （１）　（略） （２）　第81条の６第１項の申告書、第98条第１項若しくは第２項の申告書又は第139条第１項の申告書に係る税額（第４号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から１月を経過する日までの期間	第１条～第18条の２　（略） （納税証明事項） 第18条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条　納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の２若しくは第46条の５（第53条の７の２において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の４第１項（第47条の５第３項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第１項（法第321条の８第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の７、第67条　　、第83条第２項、第98条第１項若しくは第２項、第102条第２項、第105条、第139条第１項又は第145条第３項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第１号、第２号及び第５号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第１号から第４号までに掲げる期間並びに第５号及び第６号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 （１）　（略） （２）　　第98条第１項若しくは第２項の申告書又は第139条第１項の申告書に係る税額（第４号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から１月を経過する日までの期間

改正前	改正後
（３）　第81条の６第１項の申告書、第98条第１項若しくは第２項の申告書又は第139条第１項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間	（３）　第98条第１項若しくは第２項の申告書又は第139条第１項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間
（４）～（６）　（略）	（４）～（６）　（略）
第20条～第32条　（略）	第20条～第32条　（略）
（所得割の課税標準）	（所得割の課税標準）
第33条　所得割の課税標準は前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とする。	第33条　所得割の課税標準は前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とする。
２　（略）	２　（略）
３　法第23条第１項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第34条の９において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。	３　法第23条第１項第15号に規定する特定配当等（次項及び第34条の９において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
４～６　（略）	４～６　（略）
第34条～第34条の６　（略）	第34条～第34条の６　（略）
（寄附金税額控除）	（寄附金税額控除）
第34条の７　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	第34条の７　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
（１）～（２）　（略）	（１）～（２）　（略）
２　前項の特例控除額は、法第314条の７第11項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	２　前項の特例控除額は、法第314条の７第11項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第34条の８～第36条　（略）	第34条の８～第36条　（略）

改正前	改正後
（町民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務があるものから１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項　　において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 ２～10　（略） 第36条の３　（略） （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（町民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者　から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号並びに第36条の３の３第１項及び第２項第４号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。 ２～10　（略） 第36条の３　（略） （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

改正前	改正後
第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。	第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名	（２）　所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第１項第２号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名
（３）・（４）　（略）	（３）・（４）　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第53条の９第３項において同じ。）により提供することができる。	５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第５項及び第53条の９第３項において同じ。）により提供することができる。
６　（略）	６　（略）
（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ	第36条の３の３　次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなけれ

改正前	改正後
。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。	ばならない。
（１）　当該公的年金等支払者の名称	（１）　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
（２）　特定配偶者の氏名	（２）　法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
（３）　扶養親族又は特定親族の氏名	（３）　法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

改正前	改正後
（４）　その他施行規則で定める事項	（４）　その他施行規則で定める事項 ２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。 （１）　公的年金等支払者の名称 （２）　公的年金等受給者が、法第314条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨 （３）　特定配偶者の氏名 （４）　扶養親族又は特定親族の氏名 （５）　その他施行規則で定める事項
２　前項　又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項　又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項　又は法第317条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項　又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。	３　第１項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第１項又は同条第１項の規定による申告書に　　記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第１項又は法第317条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第１項又は同条第１項の規定による申告書を提出する　　ことができる。
３　第１項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。	４　第１項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。
４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	５　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の９の８　　において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
５　前項の規定の適用がある場合における第３項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理さ	６　前項の規定の適用がある場合における第４項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理さ

改正前	改正後
れた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	れた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
第36条の３の３～第62条　（略）	第36条の３の３～第62条　（略）
第63条　同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合には固定資産税を課さない。	第63条　同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合には固定資産税を課さない。
第64条～第79条（略）	第64条～第79条（略）
（軽自動車税の納税義務者等）	（軽自動車税の納税義務者等）
第80条　軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。	第80条　軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。
２　前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第２項に規定する者を含まないものとする。	
３　軽自動車等の所有者が法第445条第１項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第１項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。	２　軽自動車等の所有者が法第445条第１項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。
（軽自動車税のみなす課税）	（軽自動車税のみなす課税）
第81条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	第81条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
３　法第444条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等	

改正前	改正後
が、法第444条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 ４　法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 第81条の２　（略） （環境性能割の課税標準） 第81条の３　環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 （環境性能割の税率） 第81条の４　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 （１）　法第451条第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の１ （２）　法第451条第２項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の２ （３）　法第451条第３項の規定の適用を受けるもの　100分の３ （環境性能割の徴収の方法） 第81条の５　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。 （環境性能割の申告納付） 第81条の６　環境性能割の納税義務者は、法第454条第１項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 ２　三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454	第81条の２　（略）

改正前	改正後
条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による報告書を町長に提出しなければならない。	
（環境性能割に係る不申告等に関する過料）	
第81条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	
２　前項の過料の額は、情状により、町長が定める。	
３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。	
（環境性能割の減免）	
第81条の８　町長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第１項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。	
２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。	
第81条の９　（略）	第81条の９　（略）
（種別割　　の税率）	（軽自動車税の税率）
第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割　　の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（種別割　　の賦課期日及び納期）	（軽自動車税の賦課期日及び納期）
第83条　種別割　　の賦課期日は４月１日とする。	第83条　軽自動車税の賦課期日は、４月１日とする。
２　種別割　　の納期は５月11日から同月31日迄とする。	２　軽自動車税の納期は、５月11日から同月31日までとする。
第84条　（略）	第84条　（略）
（種別割　　の徴収の方法）	（軽自動車税の徴収の方法）
第85条　種別割　　は、普通徴収の方法によって徴収する。	第85条　軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。
第86条　（略）	第86条　（略）
（種別割　　に関する申告又は報告）	（軽自動車税に関する申告又は報告）
第87条　種別割　　の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節	第87条　軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節

改正前	改正後
において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４の２様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。	において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式　　による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。
２　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４の２様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	２　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式　　による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
３　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の４の２様式による申告書、　　原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。	３　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式　　による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。
４　（略）	４　（略）
（種別割　　に係る不申告等に関する過料）	（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）
第88条　軽自動車等の所有者等又は第81条第１項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第88条　軽自動車等の所有者等又は第81条第１項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
２・３　（略）	２・３　（略）
（種別割　　の減免）	（軽自動車税の減免）
第89条　町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割　　を減免する。	第89条　町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。
２　前項の規定によって種別割　　の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。	２　前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

改正前	改正後
（１）～（８）　（略）	（１）～（８）　（略）
３　第１項の規定によって種別割　　の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。	３　第１項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
（身体障害者等に対する種別割　　の減免）	（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）
第90条　町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割　　を減免する。	第90条　町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
２　前項第１号の規定によって種別割　　の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。この場合において、当該減免を受けようとする者が前年度において種別割の減免を受けた者であるときは、第４号から第６号までに掲げる事項について変更がない場合に限り、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示及び添付は、必要としない。	２　前項第１号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。この場合において、当該減免を受けようとする者が前年度において種別割の減免を受けた者であるときは、第４号から第６号までに掲げる事項について変更がない場合に限り、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示及び添付は、必要としない。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）

改正前	改正後
3　（略）	3　（略）
4　第１項第２号の規定によって種別割　の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車　の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	4　第１項第２号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
5　前条第３項の規定は、第１項の規定によって種別割　の減免を受けている者について準用する。	5　前条第３項の規定は、第１項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。
（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）	（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）
第91条　新たに原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、町長に対し、第87条第１項の申告書を提出する際標識交付申請書を提出し、かつ当該原動機付自転車及び小型特殊自動車の提示（町長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車台に取りつけるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。	第91条　新たに原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、町長に対し、第87条第１項の申告書を提出する際標識交付申請書を提出し、かつ当該原動機付自転車及び小型特殊自動車の提示（町長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車台に取りつけるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
2　法第445条若しくは第81条の２又は第80条第３項ただし書の規定によって種別割　を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に町長に対して第24号様式の７による申告書を提出し、かつ、当該原動機付自転車及び小型特殊自動車の提示をして　その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割　を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の２又は第80条第３項ただし書の規定によって種別割　を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は、小型特殊自動車の所有者又は使用者についても又　同様とする。	2　法第445条若しくは第81条の２又は第80条第２項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、　その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の２又は第80条第２項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についてもまた、同様とする。
3～6　（略）	3～6　（略）
7　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車及び小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車及び小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車及び小型特殊自動車に対して種別割　が課されることとな	7　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとな

改正前	改正後
ったときは、その事由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	ったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
８・９　（略）	８・９　（略）
第92条～第151条　（略）	第92条～第151条　（略）
附　則	附　則
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第６条　平成30年度から令和９年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第34条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第６条　平成30年度以後　　の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第34条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
第７条～第７条の２　（略）	第７条～第７条の２　（略）
（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）	
第７条の３　平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第41条第１項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第５条の４第６項に規定するところにより控除すべき額（第３項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	
２　前項の規定の適用がある場合における第34条の８及び第34条の９第１項の規定の適用については、第34条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３第１項」と、同項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３第１項」とする。	
３　第１項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の３月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようと	

改正前	改正後
する旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第５条の４第９項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。	
	（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）
第７条の３の２　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和７年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第７条の３　平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第41条第１項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　前項の規定の適用がある場合における第34条の８及び第34条の９第１項の規定の適用については、第34条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３の２第１項」と、第34条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３の２第１項」とする。	２　前項の規定の適用がある場合における第34条の８及び第34条の９第１項の規定の適用については、第34条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３第１項」と、第34条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３第１項」とする。
第７条の５～第７条の８　（略）	第７条の５～第７条の８　（略）
（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）
第８条　昭和57年度から令和９年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。	第８条　昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。
２　前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第６条第５項に規定する	２　前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第６条第５項に規定する

改正前	改正後
場合において、第36条の２第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の３まで、第34条の６から第34条の８まで、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項、附則第７条の３の２第１項及び附則第７条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	場合において、第36条の２第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の３まで、第34条の６から第34条の８まで、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
３　（略） | ３　（略） |
第９条　（略） | 第９条　（略） |
第９条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第７条の２第４項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の７第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 | 第９条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第７条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第７条の２第４項（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の７第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 |
第10条　（略） | 第10条　（略） |
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） | （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） |
第10条の２　法附則第15条第２項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。 | 第10条の２　法附則第15条第２項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。 |
２　（略） | ２　（略） |
３　法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１）とする。 | ３　法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１）とする。 |
４　法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 | ４　法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 |
５　法附則第15条第22項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。 | ５　法附則第15条第21項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。 |
６　法附則第15条第22項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 | ６　法附則第15条第21項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 |

改正前	改正後
7　法附則第15条第22項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	7　法附則第15条第21項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。
8　法附則第15条第23項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	8　法附則第15条第22項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。
9　法附則第15条第23項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	9　法附則第15条第22項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。
10　法附則第15条第25項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	10　法附則第15条第24項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。
11　法附則第15条第25項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	11　法附則第15条第24項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。
12　法附則第15条第25項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	12　法附則第15条第24項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。
13　法附則第15条第25項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	13　法附則第15条第24項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。
14　法附則第15条第25項第２号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、７分の６とする。	14　法附則第15条第24項第２号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、５分の３とする。
15　法附則第15条第25項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。	15　法附則第15条第24項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。
16　法附則第15条第25項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。	16　法附則第15条第24項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。
17　法附則第15条第25項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。	17　法附則第15条第24項第４号　に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。
18　法附則第15条第25項第４号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	
19　法附則第15条第25項第４号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	
20　法附則第15条第25項第４号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	
21　法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	18　法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。

改正前	改正後
22　法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	19　法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。
23　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	20　法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。
24　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	21　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。
25　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。	22　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。
26　法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。	23　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。
27　法附則第15条の８第２項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	24　法附則第15条の８第２項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
28　法附則第15条の９の３第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。	25　法附則第15条の９の３第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。
	26　法附則第15条の11第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の３　法附則第15条の６第１項又は第２項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。	第10条の３　法附則第15条の６第１項又は第２項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
７　法附則第15条の８第４項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	７　法附則第15条の８第４項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
８　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	８　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）

改正前	改正後
9　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（３）　（略） （４）　令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 （５）　（略） （６）　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費 （７）　（略）	9　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（３）　（略） （４）　令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 （５）　（略） （６）　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 （７）　（略）
10　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（４）　（略） （５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 （６）　（略）	10　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（４）　（略） （５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等 （６）　（略）
11　（略）	11　（略）
12　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（４）　（略） （５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補	12　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（４）　（略） （５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補

改正前	改正後
助金等 （６）　（略） 13・14　（略） 15　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（６）　（略） 16　法附則第15条の11第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である　　旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別　　 （４）～（６）　（略） 第11条～第15条　（略） （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の２　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとす	助金等 （６）　（略） 13・14　（略） 15　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（６）　（略） 16　法附則第15条の11第１項の改修特別特定建築物　について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第３項の条例で定める同法第２条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別 （４）～（６）　（略） 第11条～第15条　（略）

改正前	改正後
る。 ２　県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）又は法第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ３　県知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の４の規定により読み替えられた第81条の６第１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第１項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。 ４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （軽自動車税の環境性能割の減免の特例） 第15条の３　町長は、当分の間、第81条の８の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 （軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例） 第15条の４　第81条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。	

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）
第15条の５　町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）
第15条の６　営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第１号</td><td>100分の１</td><td>100分の0.５</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td>100分の２</td><td>100分の１</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td>100分の３</td><td>100分の２</td></tr>
</table>
２　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の３」とあるのは、「100分の２」とする。
（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第16条　法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する　　車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア（イ）</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr>
<tr><td>第２号ア（ウ）a</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td>第２号ア（ウ）b</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr>
</table>
２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする
</td><td>
（軽自動車税　　の税率の特例）
第16条　法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第３項　　において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税　　に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア（イ）</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr>
<tr><td>第２号ア（ウ）a</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td>第２号ア（ウ）b</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr>
</table>
２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和７年４月１日から令和10年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税　　に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする
</td></tr>
</table>

改正前	改正後
。 第２号ア（イ）　3,900円　1,000円 第２号ア（ウ）a　6,900円　1,800円 10,800円　2,700円 第２号ア（ウ）b　3,800円　1,000円 5,000円　1,300円	。 第２号ア（イ）　3,900円　1,000円 第２号ア（ウ）a　6,900円　1,800円 10,800円　2,700円 第２号ア（ウ）b　3,800円　1,000円 5,000円　1,300円
３　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。	３　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和８年度分の軽自動車税に限り、同条第２号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
４　法附則第30条第４項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和７年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。	
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の賦課徴収の特例）
第16条の２　町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	第16条の２　町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項又は第３項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２　町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請	２　町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請

改正前	改正後
をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。	をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税＿＿＿に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税＿＿＿の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
第16条の２の２　（略）	第16条の２の２　（略）
（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）
第16条の３　当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の２の11第３項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第３項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第７条第１項の規定は、適用しない。	第16条の３　当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の２の11第３項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第３項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第７条第１項の規定は、適用しない。
２　（略）	２　（略）
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項の規定の適用については	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の規定の適用については

改正前	改正後
、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の３第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項＿＿＿＿＿＿＿＿中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の３第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）
第16条の４　町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の４第１項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の３第５項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。	第16条の４　町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の４第１項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の３第５項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の４第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項＿＿＿＿＿＿＿＿中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の４第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）

改正前	改正後
4　（略） （長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例） 第17条　当分の間所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第１項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第３項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合にはその適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2　（略） 3　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 （３）～（５）　（略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の２　昭和63年度から令和８年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租	4　（略） （長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例） 第17条　当分の間所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第１項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第３項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合にはその適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2　（略） 3　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 （３）～（５）　（略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の２　昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租

改正前	改正後
税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 （１）・（２）　（略） ２　前項の規定は、昭和63年度から令和８年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３　（略）	税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 （１）・（２）　（略） ２　前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第６項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３　（略） ４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の２第２項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しない

改正前	改正後
	ものとみなす。
第17条の３　（略）	第17条の３　（略）
（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）	（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）
第18条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第１項に規定する譲渡所得（同条第２項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第５項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	第18条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第１項に規定する譲渡所得（同条第２項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第５項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。
２～４　（略）	２～４　（略）
５　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	５　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）
第19条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る	第19条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る

改正前	改正後
譲渡所得等については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第５項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	譲渡所得等については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第５項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）
第19条の２　（略）	第19条の２　（略）
（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）	
第19条の３　町民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第５項第２号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第１項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が２以上の同条第５項第１号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の６の２第３項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡に	

改正前	改正後
よる事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第２項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。	
２　租税特別措置法第37条の14第４項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の６の２第２項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第４項第１号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第２号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。	
（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）
第20条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の７に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100	第20条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の７に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100

改正前	改正後
分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）
第20条の２　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第２項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。	第20条の２　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第２項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１

改正前	改正後
項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の２第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	項及び第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の２第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）
５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の２第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第３項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の２第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第３項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）
第20条の３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み	第20条の３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み

改正前	改正後
替えられた第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の５の税率から租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」という。）を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、100分の３の税率） を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。	替えられた第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の５の税率から租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」という。）を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、100分の３の税率） を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）
５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の３第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第３項後段の規定に	（２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の３第３項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第３項後段の規定に

改正前	改正後
よる町民税の所得割の額の合計額」とする。 （３）～（５）　（略） ６　（略） 第21条～第25条　（略）	よる町民税の所得割の額の合計額」とする。 （３）～（５）　（略） ６　（略） 第21条～第25条　（略） 附　則 （施行期日） 第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第36条の２第１項ただし書、第36条の３の２及び第36条の３の３の改正規定並びに附則第６条の改正規定及び附則第７条の３の２第１項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定　令和９年１月１日 （２）　第63条の改正規定及び附則第３条第２項の規定　令和９年４月１日 （３）　第34条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第17条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第４項の規定　令和10年１月１日 （町民税に関する経過措置） 第２条　この条例による改正後の矢吹町税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の矢吹町税条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。 ２　前条第１号に掲げる規定による改正後の矢吹町税条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。

改正前	改正後
	）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。 ３　新条例附則第17条の２第４項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。 （固定資産税に関する経過措置） 第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 ２　新条例第63条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 ３　令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方

改正前	改正後
	税法（昭和２５年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 ４　平成30年４月１日から令和８年３月31日までの間に旧法附則第15条の11第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 （軽自動車税に関する経過措置） 第４条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。 ２　この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。 ３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。 （矢吹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正） 第５条　矢吹町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。 附則第６条中「の種別割」を削る。

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年６月 29 日

矢吹町長　蛭田泰昭

矢吹町条例第　５　号

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例（平成２３年矢吹町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（令和８年度に課する国民健康保険税の減免の特例）

第１６条　平成２９年中に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等に住所を有していた上位所得層を除く納税義務者は、第１条、第５条の２及び附則第２条の規定にかかわらず、当該納税義務者に令和８年度に課する国民健康保険税（子ども・子育て支援納付金賦課額を含む。）のうち、令和７年度相当分及び令和８年度相当分の２分の１を免除するものとする。

２　帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（前項の平成２９年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の納税義務者に令和８年度に課する国民健康保険税のうち、令和７年度相当分及び令和８年度相当分（子ども・子育て支援納付金賦課額を含む。）の全部を免除するものとする。

３　前２項の規定の適用については、第６条中「町長が別に定める日」とあるのは「令和９年３月３１日」と読み替えるものとする。

４　令和７年度分の国民健康保険税の減免の決定を受けていた納税義務者が、引き続き令和８年度に課税される国民健康保険税の減免を受けようとする場合、前項の規定により読み替えて適用する第６条の規定にかかわらず、令和８年度分の国民健康保険税の減免の申請がなされたものとみなす。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、令和８年度に課する国民健康保険税について適用し、令和７年度までに課した国民健康保険税については、なお従前の例による。

矢吹町条例第５号

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（趣旨）
第１条　東日本大震災（以下「災害」という。）により甚大な被害を受けた者の平成23年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分の国民健康保険税の軽減又は免除（以下「減免」という。）については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。
第２条～第４条　（略）
（国民健康保険税の減免）
第５条　町長は、国民健康保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合には、国民健康保険税について当該各号に掲げるところにより減免する。
（１）　災害により、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、同表右欄に掲げる割合により減免する。
<table>
<tr><th>事由</th><th>減免の割合</th></tr>
<tr><td>死亡したとき</td><td>全部</td></tr>
<tr><td>生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき</td><td>全部</td></tr>
<tr><td>障がい者となったとき</td><td>10分の９</td></tr>
</table>
（２）　震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。
<table>
<tr><th>損害の程度</th><th>減免の割合</th></tr>
<tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr>
<tr><td>大規模半壊・半壊</td><td>２分の１</td></tr>
</table>
２　納税義務者の属する世帯が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第３項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った場合又は同法第
</td><td>
（趣旨）
第１条　東日本大震災（以下「災害」という。）により甚大な被害を受けた者の平成23年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分の国民健康保険税の軽減又は免除（以下「減免」という。）については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。
第２条～第４条　（略）
（国民健康保険税の減免）
第５条　町長は、国民健康保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合には、国民健康保険税について当該各号に掲げるところにより減免する。
（１）　災害により、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合には、同表右欄に掲げる割合により減免する。
<table>
<tr><th>事由</th><th>減免の割合</th></tr>
<tr><td>死亡したとき</td><td>全部</td></tr>
<tr><td>生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき</td><td>全部</td></tr>
<tr><td>障がい者となったとき</td><td>10分の９</td></tr>
</table>
（２）　震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。
<table>
<tr><th>損害の程度</th><th>減免の割合</th></tr>
<tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr>
<tr><td>大規模半壊・半壊</td><td>２分の１</td></tr>
</table>
２　納税義務者の属する世帯が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第３項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った場合又は同法第
</td></tr>
</table>

改正前	改正後
20条第３項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合には、当該世帯の国民健康保険税の全部を免除する。	20条第３項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合には、当該世帯の国民健康保険税の全部を免除する。
３　納税義務者の属する世帯が、特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第８項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後１年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため避難を行っている場合には、当該世帯の国民健康保険税の全部を免除する。	３　納税義務者の属する世帯が、特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第８項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後１年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため避難を行っている場合には、当該世帯の国民健康保険税の全部を免除する。
（減免の対象となる国民健康保険税）	（減免の対象となる国民健康保険税）
第５条の２　前条の規定により減免の対象となる国民健康保険税は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める年度分の国民健康保険税とする。	第５条の２　前条の規定により減免の対象となる国民健康保険税は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める年度分の国民健康保険税とする。
（１）　前条第１項に該当する世帯　平成23年度分及び平成24年度分（平成25年４月１日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもの。以下この条において同じ。）のうち、平成24年４月分から９月分までに相当する月割算定額	（１）　前条第１項に該当する世帯　平成23年度分及び平成24年度分（平成25年４月１日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもの。以下この条において同じ。）のうち、平成24年４月分から９月分までに相当する月割算定額
（２）　前条第２項及び第３項に該当する世帯　平成23年度分及び平成24年度分	（２）　前条第２項及び第３項に該当する世帯　平成23年度分及び平成24年度分
（減免の申請）	（減免の申請）
第６条　前４条の規定により町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免を受けようとする者は、町長が別に定める日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由となるべき事実を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。	第６条　前４条の規定により町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免を受けようとする者は、町長が別に定める日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由となるべき事実を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
第７条～第９条　（略）	第７条～第９条　（略）
附　則	附　則
第１条　（略）	第１条　（略）
（適用区分）	（適用区分）
第２条　この条例は、平成23年度の町民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度の国民健康保険税に係る納税義務者等に課すべき税額に限り適用する。	第２条　この条例は、平成23年度の町民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度の国民健康保険税に係る納税義務者等に課すべき税額に限り適用する。

改正前	改正後
（平成25年度に課する国民健康保険税の減免の特例） 第３条～第15条　（略）	（平成25年度に課する国民健康保険税の減免の特例） 第３条～第15条　（略） （令和８年度に課する国民健康保険税の減免の特例） 第16条　平成29年中に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等に住所を有していた上位所得層を除く納税義務者は、第１条、第５条の２及び附則第２条の規定にかかわらず、当該納税義務者に令和８年度に課する国民健康保険税（子ども・子育て支援納付金賦課額を含む。）のうち、令和７年度相当分及び令和８年度相当分の２分の１を免除するものとする。 ２　帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（前項の平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の納税義務者に令和８年度に課する国民健康保険税のうち、令和７年度相当分及び令和８年度相当分（子ども・子育て支援納付金賦課額を含む。）の全部を免除するものとする。 ３　前２項の規定の適用については、第６条中「町長が別に定める日」とあるのは「令和９年３月31日」と読み替えるものとする。 ４　令和７年度分の国民健康保険税の減免の決定を受けていた納税義務者が、引き続き令和８年度に課税される国民健康保険税の減免を受けようとする場合、前項の規定により読み替えて適用する第６条の規定にかかわらず、令和８年度分の国民健康保険税の減免の申請がなされたものとみなす。 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和８年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、令和８年度に課する国民健康保険税について適用し、令和７年度までに課した国民健康保険税については、なお従前の例による。

矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年６月 29 日

矢吹町長　蛭田泰昭

矢吹町条例第　６　号

矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例

矢吹町介護保険条例（平成１２年矢吹町条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（令和８年度の保険料の減免の特例）

第８条　第９条第１項の規定にかかわらず、町長は、令和７年度分の規定による市町村民税が課されていない第１号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）附則第２４条から第２５条の規定により保険料の算定に関する令和８年度の保険料の算定において保険料率の算定に所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例を受ける者のうち、規則で定める者の保険料を減免することができる。この場合において、町長が必要と認めるときは、同条第２項の規定を適用しない。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

矢吹町条例第６号

矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
第１条～第８条　（略） （保険料の減免） 第９条　町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 （１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （２）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （３）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （４）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害及び凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。 ２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前７日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 （１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 （２）　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 （３）　減免を必要とする理由	第１条～第８条　（略） （保険料の減免） 第９条　町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 （１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （２）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （３）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （４）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害及び凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。 ２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前７日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 （１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 （２）　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 （３）　減免を必要とする理由

改正前	改正後
第10条～第26条　（略） 附　則 第１条～第７条　（略）	第10条～第26条　（略） 附　則 第１条～第７条　（略） （令和８年度の保険料の減免の特例） 第８条　第９条第１項の規定にかかわらず、町長は、令和７年度分の規定による市町村民税が課されていない第１号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第24条から第25条の規定により保険料の算定に関する令和８年度の保険料の算定において保険料率の算定に所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例を受ける者のうち、規則で定める者の保険料を減免することができる。この場合において、町長が必要と認めるときは、同条第２項の規定を適用しない。 附　則 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

矢吹町火葬場使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年６月 29 日

矢吹町長　蛭田秦昭

矢吹町条例第 7 号

矢吹町火葬場使用料条例の一部を改正する条例

矢吹町火葬場使用料条例（昭和４７年矢吹町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１項を加える。

２　前項の使用料は、前納とする。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

附　則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

矢吹町条例第７号

矢吹町火葬場使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
第１条　（略） （使用料） 第２条　使用料の額は、死亡時の年令に従い別表に定める額とする。	第１条　（略） （使用料） 第２条　使用料の額は、死亡時の年令に従い別表に定める額とする。 ２　前項の使用料は、前納とする。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。
第３条～第４条　（略） 別表（第２条関係）（略）	第３条～第４条　（略） 別表（第２条関係）（略） 附　則 この条例は、令和８年７月１日から施行する。

矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年６月 29 日

矢吹町長　　蛭田泰昭

矢吹町条例第　８　号

矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢吹町国民健康保険税条例（昭和３４年矢吹町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第２項ただし書中「６６万円」を「６７万円」に改め、同条第３項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第５条第１項第１号中「第７条の２」の次に「、第９条の８」を加える。

第９条の２の次に次の４条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第９条の３　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の０．３０を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第９条の４　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１，３３６円とする。

（１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額）

第９条の５　第２条第５項の１８歳以上被保険者均等割額は、１８歳以上被保険者１人について９６円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第９条の６　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　８７５円

（２）　特定世帯　４３７円

（３）　特定継続世帯　６５６円

第２１条第１項中「６６万円」を「６７万円」に、「）並びに」を「）、」に改め、「、１７万円）」の次に「並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第１号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　９３６円

ク　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する

世帯主を除く。）１人について　６８円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　６１３円

（イ）　特定世帯　３０６円

（ウ）　特定継続世帯　４６０円

第２１条第１項第２号中「３０万５千円」を「３１万円」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　６６８円

ク　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　４８円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　４３８円

（イ）　特定世帯　２１９円

（ウ）　特定継続世帯　３２８円

第２１条第１項第３号中「５６万円」を「５７万円」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２６８円

ク　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２０円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１７５円

（イ）　特定世帯　８８円

（ウ）　特定継続世帯　１３２円

第２１条第２項に次の１号を加える。

（３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　２００円

イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　３３４円

ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　５３４円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６６８円

第２１条第３項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び１８歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第１号中「第２４条の３０の５」を「第２４条の３０の６」に改め、同項に次の３号を加える。

（７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の３の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（９）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の５の規定により算定した１８歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の１８歳以上被保険者

均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第２１条に次の１項を加える。

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する１８歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第３項、第４項及び第６項から第１３項までの規定中「、第８条」の次に「、第９条の３」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の矢吹町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

矢吹町条例第８号

矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
第１条　（略） （課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）　　の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （２）・（３）　（略）	第１条　（略） （課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （２）・（３）　（略） （４）　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。	２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。
３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除	３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除

改正前	改正後
く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。	く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。	４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。
	５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）
第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をしたあとの総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.98を乗じて算定する。	第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をしたあとの総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.98を乗じて算定する。
２　（略）	２　（略）
第４条　（略）	第４条　（略）
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）
第５条　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第５条　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被	（１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被

改正前	改正後
保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第７条の２＿＿＿＿及び第21条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌日から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の２＿＿＿＿及び第21条第１項において同じ。）以外の世帯　21,600円	保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第７条の２、第９条の８及び第21条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌日から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の２、第９条の８及び第21条第１項において同じ。）以外の世帯　21,600円
（２）・（３）（略）	（２）・（３）（略）
第６条～第９条の２　（略）	第６条～第９条の２　（略）
	（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）
	第９条の３　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。
	（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）
	第９条の４　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について1,336円とする。
	（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）
	第９条の５　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者１人について96円とする。
	（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）
	第９条の６　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
	（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　875円
	（２）　特定世帯　437円
	（３）　特定継続世帯　656円
第10条～第20条　（略）	第10条～第20条　（略）

改正前	改正後
（国民健康保険税の減額） 第21条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円） の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ　（略）	（国民健康保険税の減額） 第21条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ　（略） キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　936円

改正前	改正後
	ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　68円 ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　613円 （イ）　特定世帯　306円 （ウ）　特定継続世帯　460円
（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき30万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略）	（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき31万円　を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　668円 ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　48円 ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　438円 （イ）　特定世帯　219円 （ウ）　特定継続世帯　328円
（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当	（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当

改正前	改正後
該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略）	該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　268円 ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　20円 ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　175円 （イ）　特定世帯　88円 （ウ）　特定継続世帯　132円
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）（略） （２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　1,245円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　2,075円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　3,320円	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）（略） （２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　1,245円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　2,075円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　3,320円

改正前	改正後
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　4,150円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　4,150円 （３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　200円 イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　334円 ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　534円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　668円
３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び　被保険者均等割額　（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額　）は、当該所得割額及び　被保険者均等割額　から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の６に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（２）～（５）　（略）	（２）～（５）　（略）
（６）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（６）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
	（７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の３の規定により算定した所得割額の12

改正前	改正後
	分の１の額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども･子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （９）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の５の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども･子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。
第21条の２～第24条　（略） 附　則 １・２　（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ３　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるの	第21条の２～第24条　（略） 附　則 １・２　（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ３　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるの

改正前	改正後
は「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	は「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
５　（略）	５　（略）
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条	６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条

改正前	改正後
第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
8　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	8　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所	9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所

改正前	改正後
属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用	11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用

改正前	改正後
配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条＿＿＿＿＿及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額と（」とあるのは「及び山林所得金額並びに「租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。	12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額と（」とあるのは「及び山林所得金額並びに「租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

改正前	改正後
13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用等の額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用等の額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 附　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。 （適用区分） ２　この条例による改正後の矢吹町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

矢吹町公告第２０号

第４５３回矢吹町議会定例会において議決された令和７年度矢吹町一般会計補正予算、特別会計補正予算及び令和８年度矢吹町一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和８年６月２９日

矢吹町長　蛭田　泰昭

（予算）

1　令和７年度矢吹町一般会計補正予算（第８号）

2　令和７年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

3　令和７年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第３号）

4　令和７年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

5　令和８年度矢吹町一般会計補正予算（第１号）

令和7年度3月専決補正予算の要領

矢　　吹　　町

令和7年度3月専決補正予算の概要

・一般会計及び特別会計

（単位：千円）

会計区分	補正前の額	補正額	計
一般会計	8, 515, 731	36, 125	8, 551, 856
国民健康保険特別会計	1, 736, 198	11, 850	1, 748, 048
介護保険特別会計	1, 723, 676	54, 447	1, 778, 123
後期高齢者医療特別会計	264, 377	△263	264, 114

3月専決補正予算の内容

【一般会計】　　（単位:千円）

No	区分	歳入の内容		補正額
1		町税	町民税個人分　滞納繰越分(歳入見込み増による)	501
2			町民税個人分　現年課税分(歳入見込み増による)	4,724
3			町民税法人分　現年課税分(歳入見込み増による)	10,100
4			固定資産税　土地(歳入見込み増による)	225
5			固定資産税　家屋(歳入見込み増による)	630
6			固定資産税　償却(歳入見込み増による)	5,900
7			固定資産税　滞納繰越分(歳入見込み増による)	737
8			軽自動車税　滞納繰越分(歳入見込み減による)	△9
9			環境性能割(歳入見込み減による)	△120
10			町たばこ税　現年課税分(歳入見込み増による)	2,080
11			入湯税　現年課税分(歳入見込み増による)	958
12		地方譲与税	地方揮発油譲与税(交付額確定による減)	△1,418
13			自動車重量譲与税(交付額確定による増)	4,357
14			森林環境譲与税(交付額確定による増)	204
15		利子割交付金	利子割交付金(交付額確定による増)	2,779
16		配当割交付金	配当割交付金(交付額確定による増)	4,777
17		株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡所得割交付金（交付額確定による増)	8,352
18		地方消費税交付金	地方消費税交付金(交付額確定による増)	34,253
19		法人事業税交付金	法人事業税交付金(交付額確定による増)	5,343
20		ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税交付金(交付額確定による減)	△1,865
21		自動車税環境性能割交付金	自動車税環境性能割交付金（交付額確定による増)	756
22		地方特例交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(交付額確定による増)	24,420
23		地方交付税	地方交付税　特別交付税(交付額確定による増)	3,060
24		交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金(交付額確定による増)	594
25		分担金及び負担金	教育費負担金　災害共済掛金自己負担金(幼稚園)(確定による減)	△8
26		使用料及び手数料	民生使用料　保育園使用料(歳入見込み額精査による減)	△900
27			土木使用料　法定外公共物占用料(占用件数増による)	160
28			土木使用料　電力・電話柱等占用料(占用件数増による)	272
29			教育使用料　預かり保育保育料(随時分)(歳入見込み増による)	95
30			教育使用料　小学校夜間照明使用料(歳入見込み増による)	50
31			教育使用料　町立学校体育館使用料(歳入見込み減による)	△11
32			教育使用料　中畑公民館使用料(歳入見込み減による)	△5

33			教育使用料　施設使用料(歳入見込み増による)	1,200
34			教育使用料　ATM設置使用料(歳入見込み減による)	△3
35			教育使用料　自動販売機設置使用料(確定による増)	2
36			教育使用料　複合施設使用料(歳入見込み増による)	387
37			教育使用料　中学校夜間照明使用料(歳入見込み減による)	△1
38			総務手数料　戸籍手数料(歳入見込み減による)	△300
39			総務手数料　住民票手数料(歳入見込み減による)	△240
40			総務手数料　印鑑証明手数料(歳入見込み減による)	△80
41			総務手数料　証明書等コンビニ交付手数料(歳入見込み増による)	116
42			総務手数料　督促手数料(歳入見込み減による)	△1
43		国庫支出金	児童手当国庫負担金(交付額確定による減)	△1,870
44			国保保険基盤安定負担金(交付額確定による増)	1,151
45			障がい者自立支援給付費負担金(交付額確定による増)	△3,271
46			障害児入所給付費国庫負担金(交付額確定による増)	430
47			国保産前産後保険料負担金(交付額確定による減)	△10
48			子どものための教育・保育給付費負担金(交付額確定による減)	△7,356
49			国保未就学児均等割保険料負担金(交付額確定による減)	△72
50			個人番号カード交付事務費補助金(交付額確定による増)	1,478
51			社会保障・税番号制度システム整備費補助金(交付額確定による減)	△10
52			地域情報発信交付金(交付額確定による減)	△182
53			デジタル田園都市国家構想推進交付金(交付額確定による減)	△154
54			共創・MaaS実証プロジェクト(交付額確定による減)	△12,785
55			重点支援地方交付金低所得世帯支援枠事務費補助金(R6国補正分)(交付額確定による減)	△1,953
56			重点支援地方交付金(推奨事業メニュー分)(交付額確定による減)	△10,836
57			福島再生加速化交付金(交付額確定による減)	△3,694
58			子育てのための施設等利用給付交付金(交付額確定による増)	1,146
59			出産・子育て応援交付金(交付額確定による増)	666
60			地域生活支援事業費等補助金(交付額確定による減)	△328
61			利用者支援事業補助金(交付額確定による減)	△21,540
62			感染症予防事業費等補助金(交付額確定による増)	64
63			災害公営住宅特別家賃低減対策費補助金(交付額確定による減)	△321
64			災害公営住宅家賃対策費補助金(交付額確定による増)	1,556
65			住宅・建築物耐震改修等事業補助金(交付額確定による減)	△78
66			被災児童生徒等就学支援事業補助金(中学校)(交付額確定による減)	△207
67			特別支援教育就学奨励費補助金(交付額確定による減)	△96

68			被災児童生徒等就学支援事業補助金（小学校）（交付額確定による減）	△150
69			外国人登録事務委託金(交付額確定による増)	239
70			基礎年金等事務費交付金(交付額確定による減)	△483
71			国民年金生活支援給付金事務交付金(交付額確定による増)	326
72			特別児童扶養手当事務費委託金(交付額確定による増)	17
73			樋門点検操作業務委託金(交付額確定による増)	69
74		県支出金	県税徴収費負担金(交付額確定による増)	1,847
75			障がい者自立支援給付費負担金(交付額確定による減)	△1,636
76			子どものための教育・保育給付費負担金(交付額確定による減)	△8,397
77			児童手当県負担金(交付額確定による減)	△226
78			国保産前産後保険料負担金(交付額確定による減)	△5
79			国保未就学児均等割保険料負担金(交付額確定による減)	△36
80			後期高齢者保険基盤安定負担金(交付額確定による減)	△847
81			国保保険基盤安定負担金(交付額確定による減)	△2,784
82			障がい児入所給付費県費負担金(交付額確定による増)	215
83			母子保健衛生費負担金(交付額確定による減)	△7
84			ICT推進市町村支援事業費補助金(交付額確定による減)	△57
85			移住支援金補助金(交付額確定による減)	△3,700
86			福島県地域創生総合支援事業補助金(交付額確定による減)	△7
87			利用者支援事業補助金(交付額確定による減)	△5,380
88			地域生活支援事業費等補助金(交付額確定による減)	△164
89			乳幼児医療費補助金(交付額確定による減)	△12,582
90			ひとり親家庭医療費補助金(交付額確定による減)	△749
91			子ども・子育て支援交付金(交付額確定による増)	9
92			軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金(交付額確定による減)	△47
93			子育てのための施設等利用給付交付金(交付額確定による増)	887
94			重度心身障がい者医療費補助金(交付額確定による減)	△1,908
95			福島県在宅ターミナルケア支援助成事業補助金(交付額確定による減)	△324
96			担い手確保支援事業補助金(交付額確定による減)	△1,716
97			県民参画の森林づくり促進事業補助金(交付額確定による減)	△1,000
98			イノシシ捕獲管理事業補助金(交付額確定による増)	13
99			農地利用最適化交付金事業補助金(交付額確定による減)	△550
100			多面的機能支払交付金(交付額確定による減)	△1,466
101			新規就農者育成総合対策事業補助金(交付額確定による減)	△9,147
102			農業委員会補助金（機構集積支援事業）（交付額確定による減）	△1,248

103			水田農業改革支援事業補助金(交付額確定による減)	△777
104			国営造成水利施設管理強化事業補助金(交付額確定による減)	△2,141
105			農業委員会交付金(交付額確定による増)	516
106			福島県ICT推進市町村支援事業費補助金(交付額確定による増)	240
107			学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金(交付額確定による減)	△325
108			土地利用規制対策費交付金(交付額確定による増)	34
109			県民だより配布事務費委託金(交付額確定による減)	△5
110			経済センサス交付金(交付額確定による減)	△1
111			参議院議員通常選挙費委託金(交付額確定による減)	△1,069
112			農林業センサス交付金(交付額確定による増)	5
113			国勢調査交付金(交付額確定による増)	25
114			衆議院議員総選挙費委託金(交付額確定による減)	△1,177
115			換地業務委託金(交付額確定による減)	△568
116			木造住宅耐震診断促進事業補助金(交付額確定による減)	△39
117		財産収入	利子及び配当金　株配当金収入(東北電力配当金)	1
118			利子及び配当金　公共施設等整備基金利子収入(受取り利息確定による増)	68
119			利子及び配当金　財政調整基金利子収入(受取り利息確定による増)	23
120			利子及び配当金　ふるさと思いやり基金利子収入(受取り利息確定による増)	108
121			物品売払収入　不用品売払収入(歳入見込み増による)	9
122			不動産売払収入　土地売払収入(善郷内仮設住宅跡地)	△28,000
123		寄附金	総務費寄附金　ふるさと納税寄附金(歳入見込み減による)	△27,000
124			総務費寄附金　ガバメントクラウドファンディング寄附金(歳入見込み減による)	△9,462
125			民生費寄附金　児童福祉費寄附金((株)ケーイーティ様より)	5,000
126		繰入金	基金繰入金　財政調整基金繰入金(財源調整)	81,509
127		諸収入	延滞金(収入実績による)	1,352
128			町預金利子(歳入見込み増による)	1,000
129			弁償金(収入実績による)	65
130			滞納処分費(精査による減)	△151
131			雑入　過年度に係る精算金(団体生命共済事業余剰金)	379
132			雑入　過年度に係る精算金(子育てのための施設等利用給付)	181
133			雑入　後期高齢者健康診査受託事業収入(歳入見込み増による)	377
134			雑入　後期高齢者医療広域連合長寿健康増進事業補助金(歳入見込み増による)	443
135			雑入　三大開拓地子ども交流事業個人負担金(実績による)	△150
136			雑入　事業負担金(フロンティア農園参加者負担金実績による)	△1
137			雑入　事業負担金(耐震診断実施なしによる)	△15

138			雑入　国営造成水利施設管理強化事業負担金(事業費確定による)	△423
139			雑入　消防団員福祉共済返戻金(収入実績による)	6
140			雑入　消防団員火災共済解約返戻金(収入実績による)	18
141			雑入　保険料等取扱手数料(収入実績による)	△47
142			雑入　厚生事業助成金(収入実績による)	△137
143			雑入　職員婦人ガン検診助成金(収入実績による)	△41
144			雑入　消防団員火災共済事務費(収入実績による)	8
145			雑入　雇用保険料自己負担分(収入実績による)	700
146			雑入　過納返還金(R6年度屋外運動場指定管理委託料返還金)	794
147			雑入　後期高齢者医療広域連合構成市町村返還金(療養給付費負担金)	12,805
148			雑入　農地転用看板料(事業費確定による)	△3
149			雑入　物件移転補償費(歳入見込み額精査による(光ケーブル支障移転工事))	△2,438
150			雑入　地域情報化活動助成金(歳入見込み増による)	210
151			雑入　デジタル基盤改革支援補助金(歳入見込み額増による)	928
152			雑入　複合施設電気使用負担金(歳入見込み額減による)	△21
153			雑入　相続財産管理人選任申立費用還付金(事業費確定による)	△1,200
154			雑入　職員共済組合助成金(実績による)	△137
155			雑入　市町村振興協会市町村交付金(実績による)	3,358
156			雑入　過年度にかかる精算金(後期高齢者医療広域連合構成市町村返還金)	270
157			雑入　実習生受入収入(看護学部実習生受け入れによる謝礼)	16
158		町債	民生債　健康センター改修事業債(充当率増による(75%→80%))	400
159			教育債　学校教育施設等整備事業債(中学校)(事業費確定による)	△2,200

No	区分	歳出の内容	補正額
160	経常	議会費(人件費の精査による)	26
161	経常	一般管理費(人件費の精査)	△7,000
162		デジタル田園タウン構想事業(地域活性化企業人負担金額確定による)	△5,926
163	経常	基金費(公共施設等整備基金)	43,148
164	経常	交通安全対策費(人件費の精査)	36
165		低所得者支援・不足額給付事業(事業費確定による)	△1,093
166		高度情報化推進事業(電算システム使用料)	400
167		公共交通推進事業(光熱水費)	6
168		定住促進事業(移住支援金等実績による減)	△5,454
169		ふるさと思いやり基金事業(寄附見込み額による)	△5,500
170	経常	税務総務費(人件費の精査)	101

171	経常	賦課徴収費(事業費精査による)	△1,356
172	経常	戸籍住民基本台帳費(人件費等の精査)	△1,053
173	経常	選挙管理委員会費(人件費の精査)	19
174	経常	参議院議員通常選挙費(事業費確定による減)	△1,060
175	経常	衆議院議員総選挙費(事業費確定による減)	△1,165
176	経常	統計調査総務費(人件費の精査)	16
177	経常	国勢調査費(事業費確定による減)	13
178	経常	農林業センサス費(事業費確定による減)	5
179	経常	経済センサス費(事業費確定による減)	△6
180	経常	社会福祉総務費(人件費の精査)	7
181	経常	国民年金費(人件費の精査)	9
182	経常	国民健康保険費(国民健康保険特別会計への繰出金)	8,313
183	経常	介護支援費(介護保険特別会計への繰出金)	48,104
184		健康センター管理運営事業(あゆり温泉看板撤去工事等)	324
185		子ども医療費助成事業(予算精査による減)	△2,150
186		こども家庭センター事業(国庫補助金返還金)	599
187	経常	児童福祉総務費(国庫補助金増による)	17
188	経常	児童福祉総務費(国、県補助金返還金等)	9,397
189		子ども子育て支援基金事業(基金積立金)	5,000
190	経常	保健衛生総務費(人件費等の精査)	△1,447
191		予防接種事業(予算精査による減)	△5,301
192	経常	環境衛生費(人件費の精査)	△700
193		後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計繰出金等)	△889
194	経常	農業委員会費(人件費の精査)	△17
195	経常	農業総務費(人件費の精査)	183
196		日本型直接支払交付金事業(事業費確定による減)	△1,955
197	経常	農業振興費(地域活性化企業人負担金額確定による減)	△5,900
198		農業担い手育成総合支援事業(事業費確定による減)	△9,363
199	経常	林業総務費(森林環境譲与税基金積立金)	3,537
200		遊水地整備事業(人件費の精査)	26
201	経常	商工総務費(人件費の精査)	1,224
202	経常	商工振興費(地域活性化企業人負担金額確定等による減)	△8,320
203		地域ブランド化推進事業(カブトエビ米特許申請手数料)	1
204	経常	土木総務費(人件費の精査)	88
205	経常	道路橋りょう総務費(人件費の精査)	4

206	経常	社会資本整備総合交付金事業費(人件費の精査)	8
207		主要町道道路整備事業(事業費確定による減)	△3,186
208		橋梁の長寿命化事業(事業費確定による減)	△2,541
209	経常	臨時地方道整備事業費(人件費の精査)	50
210		河川管理事業(講習会参加手当)	8
211		住宅耐震改修促進事業(事業費確定による減)	△281
212	経常	都市計画総務費(人件費の精査)	45
213		公園管理事業(大池公園照明設備改修)	1,606
214		駅周辺管理事業(光熱水費等の精査による)	△450
215		町営住宅管理運営事業(事業費確定による減)	△360
216		町営住宅管理運営事業(樹木伐採委託料(職員対応による))	△1,000
217		防災行政無線管理運営事業(事業費確定による減)	△701
218		学校等規模適正化推進事業(地域活性化企業人負担金額確定による減)	△2,956
219		学力向上対策事業(システム利用料等)	1,225
220	経常	教育振興費(バス運転業務委託料等)	△509
221		児童生徒サポート推進事業(人件費の精査)	△800
222	経常	事務局費(人件費の精査)	△1,000
223		小中学校管理運営事業(樹木伐採委託料等)	250
224	経常	学校管理費(就学援助費)	44
225		幼稚園業務運営事業(人件費の精査等)	△2,680
226		幼稚園管理運営事業(施設修繕等)	80
227	経常	幼稚園費(人件費の精査)	△1,500
228		幼稚園預かり保育事業(人件費の精査)	△1,200
229	経常	社会教育総務費(人件費の精査)	217
230	経常	公民館費(人件費の精査)	88
231		ふるさとの森管理運営事業(人件費の精査等)	28
232		文化センター管理運営事業(事業費精査による減)	△3,724
233		学校給食運営事業(施設修繕等)	416

【国民健康保険特別会計】

(単位:千円)

No	区分	歳入の内容		補正額
234		国民健康保険税	一般被保険者国民健康保険税普通徴収分　介護納付金分滞納繰越分	105
235			一般被保険者国民健康保険税普通徴収分　医療給付費分現年課税分	△105
236			一般被保険者国民健康保険税普通徴収分　後期高齢者支援金分現年課税分	126
237			一般被保険者国民健康保険税普通徴収分　介護納付金分現年課税分	△1,717

238			一般被保険者国民健康保険税普通徴収分　医療給付費分滞納繰越分	△317
239			一般被保険者国民健康保険税普通徴収分　後期高齢者支援金分滞納繰越分	444
240			一般被保険者国民健康保険税特別徴収分　医療給付費分現年課税分	1,094
241			一般被保険者国民健康保険税特別徴収分　後期高齢者支援金分現年課税分	495
242			退職被保険者等国民健康保険税　医療給付費分滞納繰越分	△3
243		使用料及び手数料	督促手数料　保険税督促手数料	△43
244		国庫支出金	災害臨時特例補助金　災害臨時特例補助金	63
245		県支出金	保険給付費交付金　保険給付費交付金(特別交付金)	40
246			子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金　子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金	△679
247		繰入金	一般会計繰入金　保険基盤安定繰入金	△2,176
248			一般会計繰入金　乳幼児医療費繰入金	△2,493
249			一般会計繰入金　国保療養費等国庫負担金減額調整(重度医療分)繰入金	2,851
250			一般会計繰入金　未就学児均等割保険料繰入金	△144
251			一般会計繰入金　産前産後保険料繰入金	△21
252			一般会計繰入金　財政安定化支援事業繰入金	10,296
253		諸収入	一般被保険者延滞金　一般被保険者延滞金	2,065
254			一般被保険者第三者行為納付金　一般被保険者第三者行為納付金	1,743
255			一般被保険者返納金　一般被保険者返納金	226

No	区分	歳出の内容	補正額
256	**経常**	賦課徴収費	50
257		国民健康保険運営事業	11,800

【介護保険特別会計】　(単位:千円)

No	区分	歳入の内容		補正額
258		国庫支出金	介護給付費負担金　現年度分	12,727
259			調整交付金　現年度分調整交付金	△16,672
260			地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)　現年度分	△10,412
261			地域支援事業交付金(日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)　現年度分	203
262			保険者機能強化推進交付金　保険者機能強化推進交付金	△552
263			介護保険保険者努力支援交付金　介護保険保険者努力支援交付金	75
264			介護保険事業費補助金　介護保険事業費補助金	992
265		支払基金交付金	介護給付費交付金　過年度分	497
266			介護給付費交付金　現年度分	△20
267			地域支援事業支援交付金　現年度分	△11,816

268		県支出金	介護給付費負担金　現年度分	2,825
269			地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）　現年度分	△4,777
270			地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）　現年度分	95
271		繰入金	介護給付費繰入金　現年度分	47,464
272			その他一般会計繰入金　職員給与費等繰入金	620
273			その他一般会計繰入金　事務費繰入金	20
274			介護給付費準備基金繰入金　介護給付費準備基金繰入金	33,178

No	区分	歳出の内容	補正額
275	**経常**	一般管理費	450
276	**経常**	賦課徴収費	20
277		介護保険支援事業	33,832
278		介護保険支援事業	2,429
279		介護保険支援事業	14,161
280		介護保険支援事業	2,263
281		介護保険支援事業	50
282		介護保険支援事業	916
283		償還金	326

【後期高齢者医療特別会計】　（単位:千円）

No	区分	歳入の内容		補正額
284		後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料　特別徴収保険料	412
285			普通徴収保険料　過年度分	314
286			普通徴収保険料　現年度分	△377
287			普通徴収保険料　滞納繰越分	7
288		繰入金	事務費繰入金　事務費繰入金	510
289			保険基盤安定繰入金　保険基盤安定繰入金	△1,129

No	区分	歳出の内容	補正額
290		保険料還付金	△263

令和8年度6月追加補正予算の要領

矢　　吹　　町

令和8年度6月追加補正予算の概要

・一般会計及び特別会計

（単位：千円）

会　計　区　分	補正前の額	補　正　額	計
一　般　会　計	8，954，700	26，000	8，980，700

6月追加補正予算の内容

【一般会計】

（単位:千円）

No	区分	歳入の内容		補正額
1		町債	教育債　社会教育施設整備事業債(文化センター施設改修工事)	26,000

No	区分	歳出の内容	補正額
2		文化センター管理運営事業(非常用予備発電機取替工事)	26,000